

中央図書館基本構想基礎調査業務 仕様書

1 業務名

中央図書館基本構想基礎調査業務

2 業務目的

平成26年7月に中央図書館長から堺市立図書館協議会へ行った諮問に応じて、平成29年3月に「今後の中央図書館のあり方について」（答申）が提出された。中央図書館では、本答申を踏まえ、平成30年度を目途に「中央図書館基本構想（図書館サービス機能）」（仮称）を策定する予定である。

本業務は、基本構想を取りまとめるための基礎資料とするものであり、図書館来館者だけでなく、現在、図書館を利用されていない方も含めて、広く市民のニーズや要望等について調査・分析する。

3 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

4 履行場所

本市の指定する場所

5 業務内容

(1) アンケート調査

①市民調査

市民の図書館についての認識を把握し、図書館へのニーズや要望等について、調査・分析する。

(ア) 調査対象及び件数

区の人口比率、男女比率、年齢比率に応じた対象を想定するものとし、各区100通以上、合計1,000通以上の回答を得られるように見込んで提案すること。

※住民基本台帳からの無作為抽出（18歳以上）とし、抽出は発注者が行う。

(イ) 調査項目

基本属性、図書館の利用状況、未利用の理由、図書館へのニーズについて等、約30項目（自由記述は1項目程度）

※なお、調査件数・調査項目、具体的な回答方法等については、発注者と受注者で協議して決定する。

②来館者調査

図書館来館者の認識を把握し、図書館へのニーズや要望等について、調査・分析する。

(ア) 調査対象及び件数

図書館来館者（市内12図書館）を対象（期間1日）

(配布枚数は、中央図書館・区域館・堺市駅前分館については各300枚、その他の分館については各150枚)

※図書館での配布、回収は発注者が行う。

(イ) 調査項目

毎年実施している「図書館利用者アンケート調査」との一定の比較が可能な内容とする。(調査票A4判1枚、2頁を予定)

※なお、調査件数・調査項目、具体的な回答方法等については、発注者と受注者で協議して決定する。

③調査手法

・①市民調査：郵送、無記名回答とする。②来館者調査：図書館での配布、無記名回答とする。

・受注者において①、②とも調査票の設計、調査票の印刷、返信用封筒の印刷・封入・送付・回収(以上①のみ)、データ入力、クロス集計等の分析を行う。

6 成果物の納入

(1) 報告書及び本業務にかかるデータ

①中間報告

・納入時期 平成30年1月

・アンケート調査等の結果をまとめ、簡易な分析を加えた中間報告を作成する。中間報告はWordまたはExcel形式の電子データによることとする。

②報告書

・報告書は、本編と概要版を作成し、グラフや図表、イラスト等を用い、視覚的に分かりやすい内容とする。

・納品は、印刷物は、報告書(本編)A4判 10部、報告書(概要版)A4判 50部。また、報告書等のデータ及び調査で得た基礎データ等の電子データ一式は、CD-Rに編集して1部を納品すること。

(2) 著作権等

本業務により新たに発生した著作権及び使用権は、発注者に帰属するものとし、成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(3) 納入場所

堺市立中央図書館 総務課

7 守秘事項等

(1) 受注者は、本業務における成果物を当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

(2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、本業務に従事する者及び8の規定により本業務を再委託する場

- 合の再委託先並びにそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、
- （１）及び（２）の規定を遵守させなければならない。
 - （４）発注者は、受注者又は従事者等が（１）から（３）までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
 - （５）（１）から（４）までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 個人情報の保護

- （１）受注者及び従事者等は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）と併せ、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守して適正に管理し、本業務の履行上知り得た事実を他人に漏らしてはならない。
- （２）受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

10 仕様書遵守に要する経費

調査票の作成費用、郵送料、交通費、調査・分析に係る費用など、この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

11 暴力団等の排除について

- （１）入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止
 - （ア）受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
 - （イ）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。
- （２）再委託契約等の締結について
 - 受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。
- （３）誓約書の提出について
 - （ア）受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限

りでない。

(イ) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

(ウ) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

(ア) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(イ) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(ウ) 本市は、受注者が本市に対し、(ア)及び(イ)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(エ) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(ア)に定める報告及び届け出又は(イ)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

12 その他

(1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者と連携を密にし、内容について協議すること。

(2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。